

大田区における都の児童相談所のサテライトオフィス設置と特別区の児童相談所設置の現状について

伊籾久雄（NPO法人まちぽっとスタッフ）

東京都は7月14日、大田区における都の児童相談所のサテライトオフィス設置について（都区児童相談共同運営モデル事業）を発表した（報道発表資料 2025年7月14日）。発表内容は以下のとおり。

都は本日、大田区と都区児童相談共同運営モデル事業実施に関する協定を締結しました。児童虐待に的確かつ迅速に対応するとともに、地域の実情に即したよりきめ細かな児童相談体制を構築するため、大田区子ども家庭支援センター内に、東京都品川児童相談所のサテライトオフィス（連携拠点）を設置します。令和8年度の児童相談所（東京都大田児童相談所（仮称））の開設を見据えた都区連携による新たな児童相談支援の取組の試み等を行い、開設準備を着実に推進していきます。

上記のように、来年度（令和8年度）の大田児童相談所（仮称）の開設を見据えたサテライトオフィス設置ということになるが、それでは現在の特別区内の児童相談所の設置状況はどうか、現状みておきたいと思う。

1. 大田区の都区児童相談共同運営モデル事業

○ 設置場所

大田区子ども家庭支援センター 2階（東京都大田区大森北四丁目16番5号）

○ 事業内容

都の児童相談所職員は、サテライトオフィス（連携拠点）において、以下の業務を実施する。

(1) 定期的及び必要時に行う業務

- ア 児童相談全般に関する児童・保護者面接、家庭訪問
- イ 児童虐待に係る調査等
- ウ 家庭復帰に係る調整・指導
- エ 里親に係る普及啓発、相談援助等
- オ 地域支援の強化に係る業務
- カ その他、本事業の実施に必要な業務

(2) 児童相談所の開設を見据え、大田区と連携し、取り組む業務

- ア 相互の緊急受理会議への参加、都区合同緊急受理会議の試行
- イ 通告受付時点での対応機関の振分に関する試行、検証
- ウ 都区合同進行管理会議の試行

- エ 都区合同の人材育成
- オ 地域関係機関との連携強化に係る業務
- カ その他、都区合同業務の実施に必要な業務

○ 事業開始日

令和 7 年 8 月 1 日（金曜日）

2. 東京 23 区の児童相談所設置状況

この項は、「東京 23 区の児童相談所設置状況：KinderCoco【山梨×東京】子どもの心と発達支援（2025 年）6 月 5 日）からの引用である（若干修正）。

① 児童相談所を設置している区

令和 7 年 6 月 5 日現在で児童相談所を設置している区は、10 区である。

世田谷区（令和 2 年 4 月）、江戸川区（令和 2 年 4 月）、荒川区（令和 2 年 7 月）、港区（令和 3 年 4 月）、中野区（令和 4 年 4 月）、板橋区（令和 4 年 7 月）、豊島区（令和 5 年 2 月）、葛飾区（令和 5 年 10 月）、品川区（令和 6 年 10 月）、文京区（令和 7 年 4 月）

② 都児童相談所サテライトオフィス

サテライトオフィスには、区の人材を育成する効果も期待されている。令和 7 年 6 月 5 日現在で、都児童相談所のサテライトオフィスは、5 つ。7 月に大田区で 6 区になる。

練馬区（令和 2 年 7 月）、台東区（令和 3 年 12 月） *台東区と中央区が共同設置、渋谷区（令和 4 年 4 月）、墨田区（令和 6 年 11 月）、目黒区（令和 7 年 5 月）、大田区（令和 7 年 8 月予定）

③ 都児童相談所に区の分室を設置

令和 5 年 7 月より、都児童相談センター（都児童相談所）に、新宿区子ども総合センター分室が設置されている。

都・区職員が同じ職場で働くことで、連携を密にし、迅速に適切な支援につなげること、区職員のスキルアップなどが期待されている。

④ 児童相談所を設置予定の区

令和 7 年 6 月 5 日現在で児童相談所の設置を予定している区は、2 つ。

北区（令和 8 年度）、杉並区（令和 8 年 11 月）

⑤ 児童相談所を設置しない予定の区

令和 7 年 6 月 5 日現在で、児童相談所を設置しない方向性の区は、3 つ。

- ・練馬区（令和 6 年 6 月に東京都が練馬区に児童相談所開設）
- ・足立区（令和 5 年 6 月に方向転換）
- ・江東区（令和 7 年 1 月に方向転換、令和 12 年以降東京都が新たに江東区に児童相談

所開所予定)

⑥ そのほかの区

- ・千代田区（検討を進めている）
- ・中央区（令和 6 年度設置を目標にしていたが早期開設は難しいと判断、台東区とサテライトを共同設置）

3. 今度の課題

特別区における児童相談所の設置には、これまでも、そして今後も以下の課題がある。

- 都と区の連携のあり方
- 人材の確保と育成
- 土地取得

特に人材の確保と育成が課題である。少し古いが、管 洋志氏は「特別区児童相談所の設置の経緯と現状～先行 3 区の特徴と取組み～」(福祉広報 2021 年 2 月号：東京都社会福祉協議会)において次のように述べている。

『特に人材については、平成 31 年 3 月の児童福祉法施行令改正により、児童福祉司の配置基準が人口 4 万人あたり 1 人から 3 万人あたり 1 人となるなど、さらなる体制の強化も求められています。宿岩さん（注：当時の都福祉保健局職員）は「人材確保は都と区に共通する大きな課題。異動や退職もある。また、採用後にすぐ即戦力になれるわけではないため、丁寧に育成していく必要がある。厳しい状況ではあるが、質と量を確保していくことが重要」と話します。』

児童福祉法はその第 1 条で次のようにいう。『全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する』。児童相談所の人材の確保・育成は都であれ、区であれ極めて重要な課題である。

<参考資料>

- 大田区における都の児童相談所のサテライトオフィス設置について
[児童相談所サテライトオフィス設置（大田区） | 7 月 | 都庁総合ホームページ](#)
- KinderCoco【山梨×東京】子どもの心と発達支援（2025 年）6 月 5 日
【2025 年】東京 23 区の児童相談所設置状況
[【2025 年】東京 23 区の児童相談所設置状況](#)
- 福祉広報 2021 年 2 月号：東京都社会福祉協議会)
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/koho/documents/hukushikouhou202102.pdf>